

**改正**

平成23年3月31日条例第14号

平成26年1月7日条例第9号

平成27年3月31日条例第13号

吹田市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 公益内部通報（第5条—第9条）

第3章 不当要求行為（第10条—第13条）

第4章 雑則（第14条）

附則

**第1章 総則**

（目的）

**第1条** この条例は、本市における公正な職務の執行を確保するため、公益内部通報に関する手続及び通報者等の保護、不当要求行為に関する基本原則及び対応方法その他必要な事項を定めることにより、公正な市政の運営に資することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例（次項第2号から第4号までを除く。）において「職員」とは、一般職の職員（臨時的に任用された者を含む。）及び非常勤職員をいう。

2 この条例（第4条を除く。）において「職員等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（1）職員

（2）市が出資その他財政支出、人的援助等を行う法人であって市長が定めるものの役員及び職員（市の事務事業に密接な関連を有する業務に従事する者に限る。）

（3）市との委託契約その他の契約に基づいて市の事務事業を行う者（法人にあつては、その役員）及びその職員（当該事務事業に従事する者に限る。）

（4）公の施設を管理する指定管理者の役員及び職員（当該管理の業務に従事する者に限る。）

（5）前各号に掲げる者であつた者

3 この条例において「特別職職員」とは、市長、副市長、教育長、水道事業管理者及び常勤の監査委員をいう。

4 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。

5 この条例において「公益内部通報」とは、市の事務事業について通報対象事実が生じ、又は生ずるおそれがある旨を職員等が吹田市公正職務監察員又は公益内部通報及び不当要求行為に関する調査等を担当する規則で定める組織（以下「コンプライアンス審査会」という。）に通報することをいう。

6 この条例において「通報対象事実」とは、次に掲げる事実をいう。

- (1) 法令等（法令及び条例等をいう。以下同じ。）に違反する行為の事実
- (2) 人の生命、身体及び財産並びに環境に重大な悪影響を与える行為の事実
- (3) 前号に掲げるもののほか、不当な行為の事実

7 この条例において「不当要求行為」とは、職員以外の者が職員又は特別職職員に対して行う次に掲げる行為をいう。

- (1) 暴力、暴言その他の不穏当な言動により要望等をする行為
- (2) その地位を利用し、又はその権限に基づく影響力を行使して次に掲げることを直接又は間接に求める行為
  - ア 正当な理由がなく特定のものに対し有利な又は不利な取扱いをすること。
  - イ 人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨げること。
  - ウ 職務上知り得た秘密を漏らすこと。
  - エ 執行すべき職務を行わないこと。
  - オ その他法令等に違反する行為をすること。
- (3) 前号アからオまでに掲げることを直接又は間接に求める行為であって、公正な職務の執行を妨げるおそれがあるもの  
(職員の責務)

**第3条** 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に法令等を遵守し、公正に職務を執行しなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、自己の利益のためにその地位を利用し、又はその権限を行使してはならず、職員の職務に利害関係を有する者との接触に当たっては、市民の疑惑を招く

ような行為をしてはならない。

(出資法人の職員等の責務)

**第4条** 出資法人の職員等（第2条第2項第2号から第4号までに掲げる者をいう。）は、市の事務事業を行うに当たっては、市の事務事業の担い手であることを自覚し、常に法令等を遵守し、公正に職務を執行しなければならない。

## 第2章 公益内部通報

(通報)

**第5条** 職員等は、市の事務事業について通報対象事実が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、公益内部通報をすることができる。

2 公益内部通報は、自己の氏名を明らかにして、可能な限り証拠資料を添えて行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、職員等は、通報対象事実の存在を証明することのできる証拠資料を提出する場合には、自己の氏名を明らかにしないで公益内部通報をすることができる。

(調査及び報告)

**第6条** 吹田市公正職務監察員及びコンプライアンス審査会（以下「公正職務監察員等」という。）は、公益内部通報を受けたときは、その旨を市長に報告するとともに、必要な調査をしなければならない。

2 公正職務監察員等は、前項の規定による調査においては、職員等に対し説明並びに資料の作成及び提出を求めることができる。この場合において、職員等は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

3 前項の規定により説明又は資料の作成若しくは提出をした職員等（以下「調査協力者」という。）は、調査に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 公正職務監察員等は、第1項の規定による調査を終了したときは、その結果を市長、通報対象事実に関係を有する実施機関及び公益内部通報をした者（自己の氏名を明らかにして行った者に限る。以下「通報者」という。）に報告しなければならない。

5 公正職務監察員等は、第1項の規定による報告若しくは調査又は前項の規定による報告をするときは、通報者が同意する場合を除き、通報者を特定させることとなる事項を明らかにしてはならない。

(実施機関の措置)

**第7条** 実施機関は、前条第4項の規定により通報対象事実がある旨の報告を受けたときは、その

内容に基づき、通報対象事実を是正するために必要な措置を講ずるとともに、再発を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

**第8条** 何人も、公益内部通報をしたことを理由として、通報者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

2 何人も、公益内部通報に係る調査に協力したことを理由として、調査協力者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

3 通報者及び調査協力者（以下「通報者等」という。）は、前2項に規定する不利益な取扱いを受けたときは、その旨を公正職務監察員等に通報することができる。この場合において、通報者等が公益内部通報又は調査への協力をした時以後に受けた不利益な取扱いは、公益内部通報又は公益内部通報に係る調査への協力をしたことを理由としてされたものと推定する。

4 公正職務監察員等は、前項の規定による通報を受けたときは、その旨を市長に報告するとともに、必要な調査をしなければならない。この場合においては、第6条第2項及び第3項の規定を準用する。

5 公正職務監察員等は、前項の規定による調査を終了したときは、その結果を市長及び不利益な取扱いに関係を有する実施機関に報告するとともに、必要があると認めるときは、不利益な取扱いをした者に対し、原状回復、不利益な取扱いの中止その他の措置を講ずるよう勧告するものとする。

6 公正職務監察員等は、前項の規定による勧告をした場合において、不利益な取扱いをした者が正当な理由がなくこれに従わないときは、その旨を公表することができる。この場合においては、あらかじめ、不利益な取扱いをした者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(公正職務監察員)

**第9条** 本市に、市長の附属機関として、吹田市公正職務監察員（以下「公正職務監察員」という。）を置く。

2 公正職務監察員は、2人以内とする。

3 公正職務監察員は、行政運営に関し知識を有する弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）のうちから市長が委嘱する。

4 公正職務監察員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

5 公正職務監察員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### 第3章 不当要求行為

(基本原則)

**第10条** 何人も、不当要求行為をしてはならない。

2 職員及び特別職職員は、不当要求行為があったときは、これを拒否しなければならない。

3 実施機関及び所属長は、不当要求行為があったときは、組織的にき然とした態度でこれに対応しなければならない。

(記録及び報告等)

**第11条** 職員は、不当要求行為があったと認めるときは、直ちに、その内容を記録するとともに、所属長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた所属長は、その内容が不当要求行為に該当すると認めるときは、速やかに、不当要求行為を中止させるために必要な措置を講ずるとともに、コンプライアンス審査会に報告しなければならない。

3 第1項の規定による報告を受けた所属長は、その内容が不当要求行為に該当するかどうかの判断ができないときは、コンプライアンス審査会に審査を依頼するものとする。

4 職員は、不当要求行為があったと認める場合において、必要があると認めるときは、コンプライアンス審査会に審査を依頼することができる。

5 特別職職員は、不当要求行為があったと認めるときは、直ちに、その内容を記録するとともに、速やかに、不当要求行為を中止させるために必要な措置を講じ、コンプライアンス審査会に通知するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、コンプライアンス審査会に審査を依頼することができる。

(審査)

**第12条** コンプライアンス審査会は、前条第3項、第4項又は第5項後段の規定による依頼を受けたときは、必要な調査を行った上で、その内容が不当要求行為に該当するかどうかを審査し、不当要求行為に該当すると認めるときは、市長及び不当要求行為に関係を有する実施機関に報告しなければならない。

(勧告及び公表)

**第13条** 実施機関は、不当要求行為があったときは、不当要求行為をした者に対し、不当要求行為を中止するよう勧告することができる。

2 実施機関は、前項の規定による勧告をした場合において、不当要求行為をした者がこれに従わないときは、その旨を公表することができる。この場合においては、あらかじめ、不当要求行為

をした者に意見を述べる機会を与えなければならない。

#### 第4章 雑則

(委任)

**第14条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

##### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

##### 附 則 (平成23年3月31日条例第14号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

##### 附 則 (平成26年1月7日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(以下省略)

##### 附 則 (平成27年3月31日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 及び 3 (省略)

(吹田市報酬及び費用弁償条例等の一部改正に伴う経過措置)

4 従前の例により教育長が在職する場合においては、第4条の規定による改正前の吹田市報酬及び費用弁償条例第2条第1項第1号、第5条の規定による改正前の吹田市旅費条例別表第1項、第6条の規定による改正前の吹田市特別職の職員の給与に関する条例第1条及び別表、第7条の規定による改正前の吹田市職員の退職手当に関する条例第1条、第8条の規定による改正前の吹田市特別職の職員の退職手当に関する条例第1条及び第3条第1項並びに第9条の規定による改正前の吹田市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例第2条、第10条第2項及び第11条第5項の規定は、なおその効力を有する。